2019 年 9 月

お客さまへ

島原Ｇエナジー株式会社

消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

拝啓　平素は島原 G エナジーをご愛顧頂き誠にありがとうございます。

さて、皆様ご高承のとおり、2019 年 10 月 1 日から社会保障の安定財源の確保等を図るために「消費税等（消費税及び地方消費税）」の税率が 8%から 10%に引き上げられます。

今回ご案内するガス料金改定は、「消費税等」の増税分をガス料金に反映させていただくものです。ガス料金の新税率の適用は、消費税法の「経過措置」を含め下記のとおり運用させていただきます。

つきましては、かかる事情をご賢察のうえご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の改定内容にご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

敬具

記

１．改定税率の適用（経過措置）

①9/30 以前より継続してガスをお使いのお客さまは、10 月検針のガス料金は 8％適用となります。

②改定税率 10%は、11 月検針分のガス料金から適用となります。

③10/1 以降、新たにガスをお使いになられるお客さまの 10 月検針、または 10 月検針後に退去等に伴う精算のお客さまは消費税 10%適用となります。

【適用イメージ】

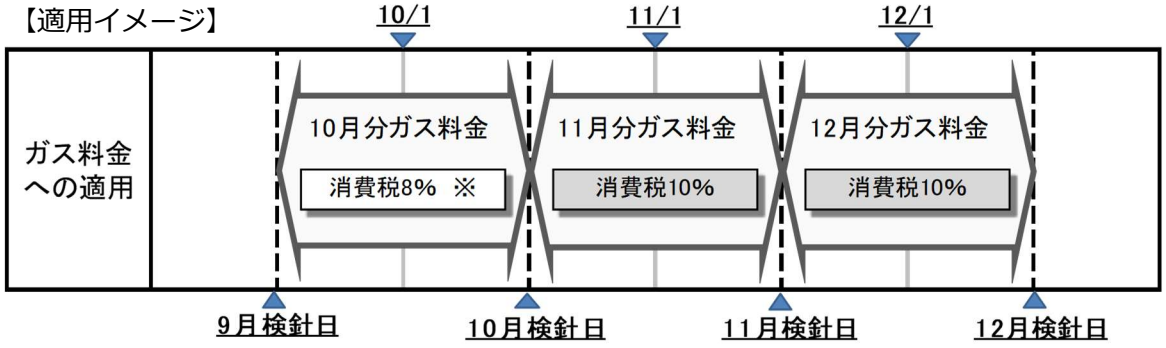

２．その他ご案内

・変更後の基本料金及び原料費調整後の単位料金（税込）は、検針票にてお知らせします。

・変更後の供給約款は当社に掲示しておりますので、ご覧ください。

・警報器のリース代金にかかる消費税率は、2019 年 10 月分から 10%となります。2019 年 3 月 31 日以前の契約は、経過措置により、引き続き 8%が適用されます。

以上

【連絡先】　島原Ｇエナジー株式会社
住所：島原市高島２丁目７１９２番地
電話：０９５７-６３-１３１３（受付：平日　午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分）
ホームページアドレス http://www.shimaene.co.jp/